

いかり 錨 (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越えていきたい。ANCHORには、そんな願いを込めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ 7階 A2
Tel : 045-681-6680
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔
弁護士 榊 研司



ANCHOR

2022.1
vol.16

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



迎春

2022

謹賀新年

昨年にご依頼いただいたお客様をはじめ、ご協力いただいた関係各位に大変お世話になりました。年初にあたり改めて御礼申し上げます。

今年も、新型コロナウイルス感染症に対する予防の必要性は変わらないものと思われます。当事務所やその関係者において罹患者は出ておりませんが、今後も皆様方が当事務所で安心してお打合せ等ができるよう、コロナ対策をしっかり実施し続けていく予定でおります。実施する対策の一例として、これまでと同様に、マスク着用、手洗いうがい、アルコール消毒、常時換気、検温、打合室での飛沫感染防止シールド設置、お打合せ毎に使用した机や椅子の消毒、打合せ滞在時間帯が重ならないようにすること、発熱している場合は来所を避けること等を行ってまいります。

さて、今回のアンカーでは、2・3ページに藤原・榊の弁護士紹介、4ページに「業務中に発生した交通事故に関し、事故当事者の従業員が被害者に対して損害賠償金を支払った後、会社に対して求償できるか。」に関する「法律相談Q&A」を掲載しております。また、3ページに

は最高裁判所司法研修所から当事務所の榊弁護士を指導担当弁護士として弁護修習を行った可知司法修習生の声を掲載しております(※司法修習生とは、司法試験に合格後、弁護士、裁判官、検察官のいずれかになるため、弁護士事務所での弁護修習、裁判所での民事裁判修習・刑事裁判修習、検察庁での検察修習、司法研修所での修習など、法律実務を修習中の者です)。可知修習生には、これからの法曹の担い手として今後がんばっていただきたいと事務所一同期待しているところです。

当事務所HPは、パソコンはもちろんですが、スマホでの閲覧もストレスなくできるよう、ご対応させていただいております。HPでは、法律相談でよくあるご質問を分野毎にQ&A形式で掲載し、無料法律相談のご案内や、アンカーのバックナンバー等も掲載しておりますので、お気軽にご覧いただければ幸いです。

皆様方のご期待に誠実かつ迅速に応えられるよう事務所一同尽力いたしますので、今年も何卒よろしくお願い申し上げます。

令和4年 元旦 代表弁護士 藤原 大輔



スマホからも
お問い合わせ



スマホ対応です!

<https://www.fdlaw.jp/>

まずは、お気軽にお電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。



健康管理

弁護士 藤原 大輔 Fujiwara Daisuke



昨年夏、「月曜断食」という本を勧められ読みました。

内容は面白いものでした。読んだ後の「断食」のイメージは、それまで抱いていたものと変わり、自分でもできそうであるし、やってみたいと感じました。そこで、早速、読んだ次の日から月曜断食を始めてみました。

結果は、1カ月後に体重が10キロ減。2カ月間行ったのですが、体重はもちろん、体脂肪率・内臓脂肪レベル・BMI値・体年齢も大きく減少しました。骨格筋率は増加しました。数値的には成功でしたし、その後、数カ月経ちますが、リバウンドもない状態です。

私なりの理解ですが、月曜断食は、過食による胃腸機能の低下こそ万病の元である、という考え方を前提とし、酷使している胃腸を休め、本来の働きを取り戻すことを目的としています。人は体で使うエネルギーの約4割を消化活動に使っているそうです。次から次へと送り込まれる食べ物の消化に追われっぱなしですと、本来、健康な体にとって最も大切な傷ついた細胞の修復・回復は後回しとなってしまいます。この流れを、断食で食べ物を絶ち、胃腸の活動をいったんオフにして、胃腸が正常に働ける環境を取り戻し、修復・回復に多くのエネルギーを費やせる体質にシフトさせ、体調を上向かせていくことを目指すのです。また、医学者たちから断食に関する報告として、断食によって、免疫力をあげる、長寿遺伝子のスイッチが入る、脂肪をエネルギー源とするケトン体回路が動き出し効率よく痩せられる、ホルモンの分泌量や脳内のα波が増えて精神が安定する等があるとのことです。

月曜断食の方法は、おおざっぱではありますが次のとおりです。

月曜日は、朝・昼・夜と何も食べず、水を2リットル程飲みます(水は基本的に毎日このくらいの量を飲みます。)

他の平日の食事の種類は、朝：ヨーグルトとフルーツ、昼：おかず、夜：野菜です。土曜日と日曜日は、種類の制限なく好きなものを食べてよい、というものです。

食事の分量は、1食あたりこぼし2つ分の分量までとするという制限があり、これは平日のみならず土日も同様です。

これを1カ月間、できれば2カ月間行うというものです。

食べ物によって消化にかかる時間は大きな違いがあり、野菜は1～2時間程、肉魚卵等のたんぱく質は4～6時間程、白米パン麺類イモ類などの炭水化物は6～8時間程かかるということです。そのため、胃腸に負荷のかかる炭水化物は平日は口にせず、寝る前の夕食も消化に良い野菜とすることで、胃腸の負担を減らすことができるわけです。

私は、月曜日は水以外には口にしないため、空腹に苦しむことになるのでは、と考えていたのですが、考えていたほど、しんどさは感じませんでした。朝、昼は、仕事等の他のことに集中していますので、気にならなかったです。夜が、断食していると一番自覚するため、気になる時間帯ではありましたが、空腹に耐えられないというようなことはありませんでした。空腹感を感じたら水を飲むようにしていました。

健康は大事です。よい仕事も健康あってのものです。私は、この月曜断食を実行してみて、上記のように結果がついてきましたので、時間もお金もかからない一つの方法として、ここにご紹介させていただきました。健康な状態で、今年も、より良い仕事を行い、皆様方のお役に立てるように励んでいきたいと考えております(尚、持病をお持ちの方、通院中の方など、人によって断食を行わない方がよいという方もいるかもしれませんので、あくまでご自身にあう方法で健康管理を行っていただければと思います。上記はあくまでご参考としていただければ幸いです。)

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

3. 当事務所の印象はいかがでしたか?
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
☒ 明るい ☒ きれい ☐ 普通 () 暗い () 汚い [理由:]

4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?
☒ 大変良い () 良い () 普通 () 不満 [理由:]

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

神奈川中央法律事務所 貴客に御礼申し上げます。御礼状を郵送させていただきます。御礼状は、お送りください。御礼状は、お送りください。

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターに掲載しますか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
☐ はい () いいえ

神先生へ

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

3. 当事務所の印象はいかがでしたか?
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
☒ 明るい () きれい () 普通 () 暗い () 汚い [理由:]

4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?
☒ 大変良い () 良い () 普通 () 不満 [理由:]

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

大変お世話になりました。とても親切丁寧な対応に感謝いたします。ありがとうございました。

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターに掲載してもよろしいですか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
☐ はい () いいえ

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?
☒ 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満 [理由:]

3. 当事務所の印象はいかがでしたか?
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)
☒ 明るい () きれい () 普通 () 暗い () 汚い [理由:]

4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?
☒ 大変良い () 良い () 普通 () 不満 [理由:]

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターに掲載してもよろしいですか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
☒ はい () いいえ



お客様からいただいたアンケート、メッセージをご紹介します。



あけましておめでとうございます。

弁護士 榊 研司 Sakaki Kenji



昨年、司法修習生の指導担当者になりました。司法修習生とは、司法試験に合格後、裁判官・検察官・弁護士になるために、裁判所、検察庁や弁護士事務所で研修中の人です。研修期間の最後に卒業試験である二回試験を受けて合格すれば晴れて弁護士などの法曹になることができます。当事務所での研修期間は8月下旬から10月上旬でしたが、そのとき快く修習生の同席を受け入れて下さいました皆様には御礼申し上げます。

さて、弁護士になって9年が経ちましたが、分からないことを色々と調べるために、様々な本を買い込んでいます。今では本棚に収まりきらずに溢れてしまっています。調べたい箇所だけ読んで、通読できていない本も数多くあります。お金ももったいないですし、本を置くスペースも限界がありますので、サブスクリプション型のリーガルリサーチサービスに加入しています。このサービスは、定額で数多くの法律書籍等をインターネット上で調べて閲覧することができるサービスです。様々な分野の法律書籍が収録されていますので、色々と役に立っています。すべての分野・書籍を網羅できているわけではないので、

まだまだ書籍を実際に購入することもあります。おかげで書籍代も節約でき、本棚から溢れる量も抑えることができました。将来的には全ての法律書籍を網羅したリーガルリサーチサービスになることを期待しています。

ただ、デジタルネイティブではないせいか、じっくり読みたいときは紙の本の方を好んでいます。ざっと読む分にはデジタルでも問題ないのですが、じっくり読んで理解しようとする、紙ベースで読みたいくなってしまいます。法律書面を作成した際も、散々パソコン上でチェックしたにもかかわらず、最後に印刷してチェックすると誤字・脱字があることに気づきます。不思議です。ということで、少し調べてみました。紙媒体で読む場合とデジタルディスプレイで読む場合とでは、脳の認識モードが異なるようです。そのため、情報の理解や記憶という点では紙媒体の方に優位性があるとのこと。つまり、パソコンから紙媒体に変わることによって脳の認識モードが変わり、誤字・脱字等に気づきやすくなるということのようです。媒体の特徴を考慮して上手く使っていく必要があるということですが、このような経験則が科学的に裏付けられているのは興味深いです。

司法修習生からのお便り



弁護士 可知 稔基

皆様はじめまして。2021年の8月下旬から10月中旬まで、神奈川中央法律事務所にて、司法修習生としてお世話になっておりました、可知稔基と申します。

指導担当である榊先生と藤原先生に弁護士業務についてご指導いただきました。

私は弁護士修習が始まる前に、検察修習及び刑事裁判修習を終えていました。取調べを実施する検察官はもちろんですが、中立の立場である裁判官も被疑者または被告人の弁解については慎重に検討することになります。もっとも、指導担当である榊先生が被疑者の方と接見する際には、被疑者の方の弁解に真摯に耳を傾け、弁解を基に今後の弁護の方針を迅速にお伝えしていました。この際、検察官や裁判官とは異なる弁護人の使命について身をもって体験することができたと思います。

他方で民事事件については殆ど実務の経験が無い状態でのスタートでした。数多くの法律相談に立ち会わせてもらい、様々な経験を積ませていただきました。民事事件の法律相談においても、依頼者の方の話に真摯に耳を傾け、とりうる法的方法をお伝えするという点では刑事事件と共通していると感じました。

私が弁護士修習を通じて学んだことは、依頼者の方の話をよく聞くことで正確に事実関係を把握し、これを基に依頼者の方の正当な利益を実現するという弁護士の基本的な姿勢であると思っています。

もちろん、法律相談の立ち合いに限らず、書面の作成や訴訟技術等についても多く学ばせていただき、短くも充実した2か月間になりました。

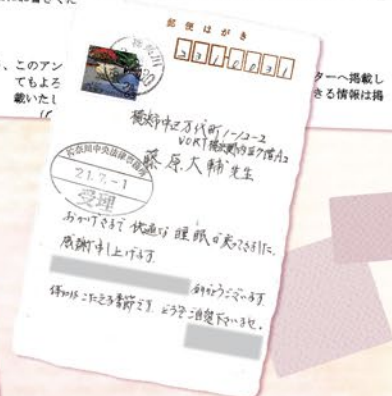
また、事務員の皆様にも大変お世話になりました。修習が開始し、緊張している私に温かく接していただきありがとうございました。

今後良き法律家となれるよう、先生方から学んだことを忘れず、残りの司法修習に励みます。神奈川中央法律事務所の皆様、また打ち合わせ等に同席させていただいた依頼者の皆様、誠にありがとうございました。

お客様からの声

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件進行中)

1. 当事務所の対応に満足されていますか？ ☐ をご記入ください。
() 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満
2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがですか？
() 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満
3. 当事務所の印象はいかがですか？ (複数可)
() 明るい () きれいな () 普通 () 暗い () 汚い
4. スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがですか？
() 大変良い () 良い () 普通 () 不満
5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想、ご要望がございましたら自由にお書きください。





業務中に発生した交通事故に関し、事故当事者の従業員が被害者に対して損害賠償金を支払った後、会社に対して求償できるか。

者に加えた損害を会社に負担させることにしたものであるという報償責任・危険責任の考え方に基づいています。この報償責任・危険責任の考え方が、法律上の規定がない、従業員から会社に対する求償の場合にも妥当するというのが理由となっています。

Q 私(X)は、運送会社のY社にトラック運転手として勤務していました。勤務中に会社のトラックを運転していたとき、私は交通事故を起こしてしまいました。たまたま私が運転していたトラックに会社が損害賠償保険をかけていなかったため、会社の賠償の動きが鈍く、被害者に申し訳なかったのと、とりあえず私が被害者に損害賠償金を支払いました。業務中の交通事故ですから、会社に対しても私の支払った損害賠償金を負担してほしいのですが、認められるのでしょうか。

A 従業員のXさんは支払った損害賠償金の全部または一部の負担をY会社に対して請求することができます(最判令和2年2月28日・民集74巻2号106頁)。

業務中に従業員が事故を起こした場合、被害者は従業員だけでなく、従業員を雇っている会社に対しても損害賠償請求をすることができます(民法715条1項)。会社が被害者に対して損害賠償金を支払った場合、会社は事故を起こした従業員に対して求償(損害金の負担を求めること)をすることができます(民法715条3項)。

これに対して、従業員が損害賠償金を支払ったときに会社に対して求償できるかは法律上の規定がなく、解釈が分かれていました。求償できるとするのが通説でしたが、令和2年2月28日の最高裁判決で求償できると判断されました。

民法715条の使用者責任は、会社が従業員の活動によって利益を上げる関係にあることや、事故の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について従業員が第三

Q それでは、会社に対してどの程度負担をもとめることができるのでしょうか。

A 事故における過失の大きさや会社の事業内容や事業規模など様々な要因から定まりますので、一概に言えませんが、裁判例をざっと見てみた限り、重大な過失がなければ、従業員側の負担割合は10%~30%程度になることが多いようです。つまり、会社側に対して70%~90%程度の負担を求めることになります。

もっとも、今回の最高裁判決には、菅野博之裁判官及び草野耕一裁判官の補足意見と三浦守裁判官の補足意見が付いています。菅野・草野裁判官の補足意見は、運送会社が、損害賠償保険に加入せず、事故が発生して損害賠償金を支払うことが必要となった場合に、その都度、自己資金から支払う施策(これを「自家保険政策」という。)を採用していることについて、従業員側の負担を小さくする方向に働く要素であると指摘しています。また、三浦裁判官の補足意見は、一般貨物自動車運送事業の許可基準の一つとして、運送会社に損害賠償の支払能力が求められているところ、交通事故の被害者の救済だけでなく、運転手である従業員の負担軽減という意味でも重要であると指摘しています。この点について、従業員が会社に対して求償することができる額の判断に当たって、考慮する必要があると指摘しています。これらの補足意見が、今後、従業員の負担割合にどのような影響を与えていくか注目されます。



アクセス

横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口
市営地下鉄ご利用の方は、1番出口が最寄りです。

JR「関内駅」南口
最寄りの駅出口です。当事務所は、南口改札を出て右方面です。京浜東北・根岸線、横浜線が通っています。

大通り公園
関内駅周辺から阪東橋までつながる細長い公園で、地域の方々の憩いの場となっています。

みなとみらい線「日本大通り駅」2番出口

横浜スタジアム
通称「ハマスタ」。日本プロ野球、セ・リーグ、横浜 DeNA ベイスターズの本拠地です。

旧横浜市庁舎

横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」1番出口

神奈川中央法律事務所 VORT 横浜関内Ⅲ 7階 A2

■ JR関内駅/南口より徒歩2分 ■ みなとみらい線日本大通り駅/2番出口より徒歩10分
■ 市営地下鉄ブルーライン 関内駅/1番出口より徒歩5分・伊勢佐木長者町駅/1番出口より徒歩4分

事務局だより

週末自宅にいる時間が増えたため、図書館でガラスビーズの手芸本を借り、ネックレス図案を応用してマスクチェーンを大量に製作しました。コロナ終息後は眼鏡チェーンに改造する予定です。

事務所そばの横浜スタジアムでも五輪開催! 日本が金メダルを獲得するも、無観客試合を強いられため静寂で、外には熱気も伝わらずに終わりました。次回開催時は歓喜の渦がわきますように..

冬季休暇のお知らせ

新年度の業務は、**1月4日(火)**から開始させていただきます。